

追試験について

令和8年7月2日

病気、災害、事故、忌引、採用試験、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった場合は、教授会の承認を得て追試験を受けることができます。

令和8年度前期に追試験を受けようとする者は「履修規則」第15条第2項の規定に基づき、**試験期間終了後1週間以内(8月10日(月)まで)**に追試験受験願を提出してください。

追試験受験願には次の書類を添付する必要があります。詳細は教務課で確認してください。全ての必要書類を期限内に揃えられない場合は受験願を受理することができません。なお、教務課で対応する追試験は8月21日(金)に実施予定です。

追試験受験理由	提出書類
病気	医師の診断書又はこれに準ずるもの 以下1～3いずれかの書類 1. 追試験受験に係る証明書【本学指定様式】 2. 欠席する期間が記入された医師の診断書 3. 欠席当日の病院の領収書(本人の氏名が記載されたもの)・・・当日限り有効とする。
災害	災害証明の写し又はこれに準ずるもの
事故	事故証明の写し又はこれに準ずるもの
忌引	会葬礼状の写し等
採用試験	試験通知の写し※写しが添付できない場合は学年担当教員又は指導教員の副申に代える
その他やむを得ない理由	<u>事前、遅くとも試験当日までに教務課に相談してください。</u> 手続きに必要な書類を指示します。 (試験後に相談されても、追試験が認められないことがあります)

履修の手引、授業時間割表にも追試験の取扱について記載しておりますので確認してください。※追試験の対象は、HPの試験日程表に載っている授業科目のみです。

奈良教育大学教務課
kyoumu-tanto@nara-edu.ac.jp